

## 講じた措置の内容

(1) 大阪駅前第2ビル振興会（以下「2ビル振興会」という。）の一商店街一國運動（以下「一商一國運動」という。）として大阪市商店会総連盟（以下「市商連」という。）に対して交付した補助金のうち、平成15年度の50,000円及び平成16年度の19,000円については、平成17年8月24日付けで交付決定を取り消すとともに、返還命令を行いました。 《平成17年8月29日収納》

(2) 大阪駅前ビル振興連合会（以下「駅ビル連合会」という。）の一商一國運動として市商連に対して交付した補助金のうち、平成15年度の222,000円及び平成16年度の52,000円については、平成17年8月24日付けで交付決定を取り消すとともに、返還命令を行いました。 《平成17年8月29日収納》

なお、上記(1)及び(2)の返還金に係る利息について、民法第140条、第404条及び第704条の規定に基づき、交付の翌日から納入の日までの日数に応じて年5%の割合で算出し、別途納入するよう命令を行いました。

《利息合計額18,513円、平成17年9月12日収納》

(3) 平成14年度以前に実施した2ビル振興会及び駅ビル連合会の一商一國運動として市商連に対して交付した補助金について事実関係を調査した結果、補助金の一部については不適正な申請に基づく過大な交付であると認められることから、次のとおり措置を講じました。

ア 2ビル振興会補助対象事業（平成12年度、平成13年度及び平成14年度に実施）

平成14年度における、無料配布用景品代として申請された経費のうち配布内容等が確認できないもの(1件:184,000円相当)、及び出演者等参加賞として申請された経費のうち賞金を進呈していたもの(1件:165,000円)、合計349,000円については、補助対象経費として認定できないものであり、これらを除外した後の補助対象経費(5,958,869円)に補助率(1/2)を適用して補助金交付額を再算定すると2,979,000円となり、既交付額3,000,000円と差し引きすると21,000円の過大交付が認められたので、平成17年10月3日付けで交付決定を取り消すとともに、返還命令を行いました。

《平成17年10月5日収納》

イ 駅ビル連合会補助対象事業（平成13年度及び平成14年度に実施）

(ア) 平成13年度における、会場費として申請された経費で支払いに係る客観的根拠に乏しく支払事実が確認できないもの(1件:142,858円)、及び参加料を徴収して実施したゲーム大会の景品代として申請された経費で当該参加料の用途が確認できないもの(1件:1,440,000円)、合計1,582,858円については、補助対象経費として認定できないものであり、これらを除外した後の補助対象経費(4,880,573円)に補助率(1/2)を適用して補助金

交付額を再算定すると 2,440,000 円となり、既交付額 3,000,000 円と差し引きすると 560,000 円の過大交付が認められたので、平成 17 年 10 月 3 日付けで交付決定を取り消すとともに、返還命令を行いました。

《平成 17 年 10 月 5 日収納》

(イ) 平成 14 年度における、マイシティオアシス使用料として申請された経費で支払いに係る客観的根拠に乏しく支払事実が確認できないもの(1 件:150,000 円)、及び会議室使用料として申請された経費で支払いに係る客観的根拠に乏しく支払事実が確認できないもの(1 件:50,000 円)、合計 200,000 円については、補助対象経費として認定できないものであり、これらを除外した後の補助対象経費(5,971,344 円)に補助率(1/2)を適用して補助金交付額を再算定すると 2,985,000 円となり、既交付額 3,000,000 円と差し引きすると 15,000 円の過大交付が認められたので、平成 17 年 10 月 3 日付けで交付決定を取り消すとともに、返還命令を行いました。

《平成 17 年 10 月 5 日収納》

なお、上記(3)ア及びイの返還金に係る利息について、前記(1)及び(2)と同様に算出し、別途納入するよう命令を行いました。

《利息合計額 99,250 円、納入期限：平成 17 年 10 月 21 日》